

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和7年2月21日（金曜日）

予算・決算委員会

日時 令和7年2月21日（金曜日） 午後1時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第24号議案	「質疑・討論・採決」
第25号議案	「質疑・討論・採決」
第26号議案	「質疑・討論・採決」
第27号議案	「質疑・討論・採決」
第28号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	鈴木達雄			
委員	カーランド陽子	今泉吉孝	小林秀徳	竹下修平	齊藤竜也	
	佐宗龍俊	鈴木長良	浅尾洋平	柴田賢治郎	小野田直美	
	山田辰也	村田康助	山口洋一	滝川健司	中西宏彰	
議長	長田共永					

欠席委員（なし）

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 鈴木隆司 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美 書記 高橋加奈

開 会 午後1時00分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会は、本日の本会議において本委員会に付託されました第24号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第12号）から第28号議案 令和6年度新城市病院事業会計補正予算（第2号）までの5議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、一問一答により簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第24号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

初めに、歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第24号議案、歳入、16款2項1目総務費国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金、17ページです。

減額の経緯と取組のタイプ、交付金予定事業の内容についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 安藤情報政策課長。

○安藤映臣情報政策課長 それでは、お答えいたします。

初めに、減額の対象となります事業の内容であります。これは施設予約システムを導入するものであります。

減額の経緯であります。事業完了に伴い、まして本システムの構築業務委託料とシステム使用料の金額が確定したことにより、事業費が確定しましたので、財源であります交付金も減額を行うものでございます。

取組タイプにつきましては、デジタル実装

タイプです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、確定による差額ということで、入札残とか事業見積り差額、そういったことでよろしいですね。

○丸山隆弘委員長 安藤情報政策課長。

○安藤映臣情報政策課長 そのとおりです。

ただ、システム使用料につきましては、1月分から3月分ということで確定しましたので、これは入札残というものではございません。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次の同じく16款2項1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、同じく17ページ。

交付金の交付対象事業と本市の対象事業、それから、交付限度額の算定方法についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 お答えさせていただきます。

交付対象事業ですけれども、こちらはエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として推奨される事業で、地方単独事業が対象とされておりますので、今回の補正予算で具体的な事業をいいますと、歳出の中にあります保育所等給食費軽減対策支援事業及び粗飼料価格高騰対策支援事業となります。

また、今回の推奨事業メニュー分に係る交付限度額は1億3,112万3千円です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 本市の場合、対象事業をこの2つを選定した経緯についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 現在、この補正で2事業出ておりますが、ほかにも現在調整中の事業がございます。この補正でお諮りする

のがこの事業ということになっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 だから、給食費と粗飼料を選んだ経緯というか、それを選んで申請したのか、こういう含みがあったのでそれに充当したって、その辺の対象を選んだ経緯、選定理由と、ほかにもその物価高騰等で影響を受けた産業あるいは状況はあると思うんですけど、それを2つ選んだ理由をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 年末年始にかけてまして、こちら国から調整がございました。それで、庁内にこのメニューを示して、対象となる事業がありましたらこちらに申請願いますということで企画調整課で取りまとめております。

それで、この令和6年度事業分として行うもの、ほかにも事業の予定ありまして、今、調整しておりますけれども、全体枠の中で国から示された額の中で収まるように調整しながら、今、ここでお示しできるのがこの事業ということになっております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 どっちが先か後か分かりませんが、こういうふうを選んだということですけど。

対象とした事業は、酪農農家ということですけど、鳳来牛も大分苦労されてるようですが、それ以外の酪農家も当然苦労されてる。この粗飼料を外国から輸入するというだけの金額の差額を補助するだけではなくて、粗飼料自体を市内で賄うような工夫ということを考えられたのか、それはちょっと趣旨が変わってしまうので別に質疑とかやめますけど、そういうことも配慮が今後、必要かなと思いました。

それで、酪農の中に、今、あったんですけど、ヤギを選んだ理由は、新城にもヤギランドもありますけども、ヤギランドも対象にな

るのか、それは別に置いといていいですけど、ヤギを選んだ理由がちょっと理解できなかったんですけど、それも粗飼料ということで外国から輸入した飼料をヤギに与えているという理由なんですか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 歳出の私の担当になりますので、お答えさせていただきます。

市内で、ヤギを飼っている方は何人かお見えになるんですが、ヤギを生業として、なりわいとしてやってる方が1事業者、お見えになるものですから、かなり影響を受けているといったところで、そちらを対象にさせていただきました。

ヤギは、今、おっしゃったとおり粗飼料を使用しているものですから、その対象とさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

川田のヤギランドは対象外ということが確認できましたので、それ余分なこと言いたけども。

限度額が1億3,000万円ということで、かなりまだ枠が残ってるということで、これは年度内でなくても、新年度以降もこの枠内で物価高騰対策のほかの事業にも充填するのか、それは無理やりは限度額いっぱいまでは使わないという方針でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 ただいま調整中ですけども、示された交付限度額なるべくたくさん使えるように調整しておりますので、その旨、御承知いただければと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員、さっきの質疑いいですか、年度通して交付の関係も聞かれておったけど、よろしいですか。有効になるかどうかという部分。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 まだ、残り枠は検討中ということで。それ繰り越して、当然年度を超え

て交付金の限度額いっぱいまで使う予定なのか、無理して限度額いっぱい使わないのか、その辺だけ確認します。

○丸山隆弘委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 全額を使うのは難しいと思うんですけども、限度額いっぱいまで、使えるように調整していきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

次に、歳入17款県支出金の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、17款2項4目農林水産業費県補助金、山間地営農等振興事業補助金、19ページです。

減額の経緯と補助対象事業の内容をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 お答えさせていただきます。

減額の経緯といたしましては、事業実施主体より補助事業取下げの申出があったことにより事業費が減額となったため、歳入を減額するものでございます。

取下げとなった補助対象事業の内容としましては、コンバイン、味度計及びホールクロップの機械導入として計上していたものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 単純に取下げということで、当然、年度当初はこの対象を受けるということで打ち合わせした上で申請されたと思うんですが、何で取り下げる理由に至ったのか、コンバイン等の機械ということですけども、

取り下げるくらいなら最初からと思ってしまったんですけど、ほかにそういう枠がまだ余裕があったのかなのか、ほかに申請したい人がおったけどもその人を優先したのか、その辺の経緯も分かりませんし、選定した経緯と、また逆に取下げに至った経緯を明確にしていきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 予算取りなんですけど、前年5月に、6月締めで、次年度の概算要望の調査というのが県からございます。それまでに、市に要望がありました事業について取りまとめて予算化しているといった状況でございます。

その後、愛知県の予算編成や事業実施主体の都合によりまして、事業の先送りとか機械の入替えとかそういったことがございますので、その調整をさせていただいて、今回の場合は、年度計画で更新時期が来ている機械を要望していただきましたが、途中でどうしても壊れてしまって優先順位が変わってきたりすることがございますので、そういった場合に事業主体で事業の組替えというところで調整をしまして、こういったことが発生しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 予定していた機械が、想定より早く壊れたもんで補助金を使わずに購入してしまったということなのか。今の説明だとそんなふうには受け取れたんですけど、その辺もう一度お願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 新城市と北設を管内に持っている団体がございまして、その団体が年度計画、更新時期を見て、機械等更新で計画をつくってみえるわけですが、何とか修理をして使ってみえる機械が多いんですが、当初その計画になかった機械が急遽壊れてしまって、これを大至急直さなくてはならないと

いうところで、その辺で愛知県と調整させていただきまして、この事業を取りやめてこれと組み替えるとか、そういった調整もさせていただきまして、最終的にその事業の組替え、あと予算の枠もありますので、そういったところで調整して、今回はこういう減額に至ったということでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、この補助金は使わずに減額して、県の別の何かそういうメニューで充当できたという理解でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 今回、当初予算で計上したものは、来年度に1年見送りされたりしております。

予算の枠もございますので、愛知県もこれ山間地営農等は農業だけではなくて、林業、水産業も対象にしております、その中の枠の中で調整を図りますので、新城市が要求したものの全てその予算がつくわけではなくて、その中で調整しておりますので、ついたのに切ったとかそういうことはございません。それぞれの機械の優先順位とか、愛知県内の優先順位によって、今回要望したのは、いただいておりますので、特に予算がついてるのに減額したとか、予算いただけるのに減額したとかそういうことではございません。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 当初、更新を予定した機械をやめたということと、予定していた機械でない機械が壊れて、そっちの修理を優先したと言われたもんですから、そっちの修理は自費でやったのか、また県の別の予算があったのかどうか分かりませんが、補助なり県のそういった営農関係の補助金を有効に活用して、その方は自己負担をあまり持たずに、ちゃんと機械を修理して続けていける状態になったということではよろしいのかな。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 そういうことでございます。当初、計画していた機械を1つ止めて、壊れてしまったとしても至急直さなくてはいけない機械に組み替えて、要望されて、それを補助金いただいて導入してますので、特に、今回それで何か被ったとかそういったことはございません。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、同じく17款2項4目農林水産業費県補助金、あいち型産地パワーアップ事業補助金について、19ページです。

減額の経緯と補助対象事業内容をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 先ほどの答弁と重なりますが、減額の経緯といたしましては、事業実施主体より補助事業取下げの申出があったことによりまして、事業費が減額となったため歳入を減額するものでございます。

取下げとなった補助対象事業の内容といたしましては、ライスセンターの機械導入、イチゴ及びトマトハウスの改修工事として計上していたものでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 取下げということなんですけど、ライスセンターの機械とトマト、イチゴのハウスということですけど、取下げの理由について、同じくお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 交付申請前のものにつきましては、特に、事業主体から取下げの理由書というのはいただいておりますので、個々具体的なものはいただけていないんですが、今回、調整していく中でお伺いしたところによりますと、当初予定していたものよりも余分に経費が係る事が判明したので、ちょっと採算が合わないといったところがあったようなことをお伺いしております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 採算が合わないというか、ライスセンターの機械とイチゴ、トマトハウスと両方とも採算が合わないという理由ですか、それぞれ理由違うと思うんですけど。

取下げの理由が両方とも共通するというのがよく分からないんですけど、ライスセンターで採算が合わないという意味分からないし、交換する予定なら別にやればよかったと思うんですけど、その辺はどういうふうに違いがあるんですか。

○**丸山隆弘委員長** 加藤農業課長。

○**加藤良一農業課長** すみません。それぞれ事業主体が違いまして、今のは、イチゴ、トマトの関係のお話をさせていただきました。

ライスセンターにつきましては、先ほど山間地等営農振興事業でも、ライスセンターの自主検査装置というのがございまして、その辺で、ライスセンター、ほかにも機械更新の時期が参っておりましたので、そういった計画をこのあいち型産地パワーアップで計画してたんですが、そちらに力を入れてやっていきたいということだと思いますが、そこまで細かい理由は確認しておりません。

以上です。

○**丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** まず、ライスセンターは、ほかの補助金を使ったということで、こっちを取り下げたと理解してよろしいのか。

それから、イチゴ、トマトハウスですけど、採算の見込みがないって、これ当然事業計画を出して、将来的な採算計画、事業計画、収支計画も出されて、この補助金が認められたと思うんですけど、出しておきながら採算が見込めないという理由は、いろんな経費、重油等やいろんな物価、経費等が上がったということなのか、それならそれで事業計画を練り直して、補助を受けるのか、規模を大きくするのか小さくするのかとか、何かあると思うんですけど、こうやって採算合わなくてやめたというだけでいいのか。そういうことを

やると、また同じような申請したときに、認めてくれない可能性があるし、新城市から来たやつはまたどうせやめるかもしれないというそういう悪影響が出るのではないかなと思うんですけど、そういうことへの配慮と、そういった理由で簡単に取り下げますということで許される補助金なのかということを確認します。

○**丸山隆弘委員長** 加藤農業課長。

○**加藤良一農業課長** 交付申請後に、そういったことになりますと、やはりそういったペナルティーというのが考えられます。

今回、当初見積りでやってきたわけですが、実際には、今、トマトで就農している方が、冬場対策でイチゴをしたいといったところで計画をまず立てられて、育苗ハウスとか、空きハウスの改修だとか、あとプレハブ冷蔵庫購入とか、そういった計画をつくられてたんですが、実際見積りを取ったり、いろんな事業を進めていく中で、やはり土地の整地だとか、そういった今まで計画してなかったところにもかなりお金がかかるといったことが判明してきたというところで、今回見送りさせていただきたいということになりましたので、これについてはそういった経緯がございます。

○**丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 想定外の費用がかかりそうだということですけど、そういうことはやっぱり、ちゃんと事前に、土地のことなので、土地決まってからその話やるでしょうし、補助が決まってから土地決めたわけではないでしょうから、事前にやっぱりそういうことをちゃんと指導して確認するなり、土地の造成にお金がかかるのか、かからないのかということも、当然その計画の段階でちゃんとチェックしないと、こういうことが起きてしまうんですから、担当課もいろいろあるけど、そういうことも全て配慮した上で、同じことを繰り返さないように、あるいはこういうチェック項目に落ち度がないようにやっぱりやっ

ていかないと、申請をして補助をついたはいけどやめましたなんていうことを繰り返すことになりかねませんので、もう少しその辺、配慮してあげて、こういうことがないようにやっぱりその審査をしないと、当然、県もその辺の審査してるでしょうけど、そこからそれに対してそれが漏れがあったということが、私は理解できないんですけど。

土地の造成にお金がかかるなんていうことは初歩の初歩ですので、それがなぜ影響したのかよく分からないんですけど、そういうことがないような指導体制というのは、今後、当然同じような事業もあると思いますので、ちゃんとチェックするべきだと思うんですけど、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 そうですね、これにつきましては、農協等含めて、申請前にいろいろ会議を進めてきたわけですが、土地の造成は、御本人が土地を選定されて、そこでということで決められて進めてきたわけですが、やっぱり、後から、御本人が思っていたよりも造成費用がかなり、桁が違ったということが判明いたしまして、その辺は、こちらではその造成の費用について把握してなかったもんですから、上物についてはこちらいろいろ指導したり、中に入れる機械等は調整を図っていろいろ見積り取ったりしていたんですが、御本人が想定していた造成費用と、実際に見積り取った造成費用にかなり乖離がありまして、それで採算的にこれは進めることができないということで申請はされないといったことが決まりましたので、今回こういうことになっております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入17款県支出金の質疑を終了します。

次に、歳出1款議会費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題の歳出1款1項1目議会費、議員報酬等、ページ数は25ページになります。

2点ございます。

49万7千円の内容を伺います。

2点目は、前回の期末手当の調整を行ったのはいつになるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 まずは、資料要求のありました内訳の合計額の記載が誤っておりまして、差し替えさせていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、2点いただきましたのでお答えいたします。

まず、49万7千円の内訳につきましては、令和6年人事院勧告に準拠しまして、市議会議員の期末手当を増額するものであります。

2点目、前回の期末手当の改定時期ですが、令和5年人事院勧告に準拠しまして、令和5年12月定例会で条例の改正を行っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出1款議会費の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

2款1項1目一般管理費、三役分、ページ数は25ページになります。

1点目、343万3千円の内容を聞かせてください。

2点目は、前回の期末手当の調整を行った

のはいつなのか伺います。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 1点目の金額の内容ですけれども、今回の増額する金額のうち326万5千円につきましては、令和7年3月31日をもって任期満了となります教育長の退職手当になります。

そのほかにつきましては、令和6年人事院勧告に準拠し、市長、副市長及び教育長の期末手当を増額する、それに伴う共済費の増となります。

それから、前回の期末手当の調整を行った時期ですけれども、こちらは先ほどの質疑と同様で、令和5年12月定例会で条例改正を行っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

そしたら、1問目は326万円分は、今度の教育長が退職をされるということで、退職金があると。ほかの部分は、三役の期末手当、人事院勧告の準拠して上げる分だということで、内訳を聞かせていただきました。

そういう中で、今回、人事院勧告によるものということで、主な増額分の予算だということなんですが、今回、人事院勧告によるものだけということになるのかなと思いますが、この間、新城市としては、不祥事がたくさん起こっているということも踏まえまして、そういったところというのは、今回の金額の中には、考慮、査定というのはされているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 今回は、あくまでも人事院勧告に準拠する改正でありまして、国の特別職につきましても増額の勧告が出ており、それに沿ったものでございます。

一連の職員の不祥事につきましては、別議案で御提出させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

それでは、次の質疑に入りたいと思います。

2款1項1目一般管理費、訴訟事務経費になります。ページ数は27ページです。

こちらは1点ございまして、270万9千円の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 270万9千円の内容につきましては、訴訟が終結をいたしました2件の訴訟としまして、固定資産評価審査決定取消請求事件に係ります報酬金、実費といたしまして110万6,150円、それから、住民訴訟による違法確認請求控訴事件に係ります報酬金及び実費といたしまして110万7,400円、これに加えて、今回の定例会に第53号議案として上程をさせていただいております訴えの提起に係る着手金といたしまして49万5千円となります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。2つの訴訟が終わったという金額、また、今回も新たに第53号議案に係る着手金ということで理解をいたしました。

この中で、まず第53号議案に関わる境界の話合いのことで資料請求をさせていただいたんですが、この問題というのは、大変昔からあるんだなということでちょっと思ったんですが、これは平成16年のときからこの問題があったとの理解でいいのかというところと、この問題が持ち上がった経緯というのを、教えていただきたいんですが。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 平成16年から、ありました。

至った経緯につきましては、市が管理しております市道万福西入船線に隣接する土地を所有する被告となるべき者は、平成16年4月に境界立会を行いまして、署名しているにもかかわらず、道路内に生け垣の張り出しが

度々道路の妨げとなっており、地域住民の通行に支障を来していることから、再三、相手方に改善を促し、対応をしておりました。

さらに、令和5年度には、道路敷地内に無断で石を積み、道路を狭小する行為も発生しております。

これまでも、自発的な改善等を求めてきましたが、一向に改善されず、道路の機能回復と交通の安全を確保するため、今回訴えを提起するものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。非常に長い話し合いを経てというところも理解できるんですが、こうして道を狭める行為というか、石を積んだりとかというところで、話し合いをしても、なかなか落ちが明かないという状況で今こういう形になってるのかなと思いますが、そもそもなぜそういう行為、相手方はするのでしょうか。何か訴えというのはあるのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員に申し上げます。

第53号議案で対処できる内容かと思いますので、今回の質疑の基本的なところで、再確認ありましたらお願いします。

よろしいですか。

○浅尾洋平委員 はい。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 第24号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第12号）。

歳出2款1項12目路線バス運行費、公共バス運行事業、ページ数は31ページです。

国庫補助金が減額され、市費が増額した理由及び路線名は。

お願いします。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 それでは、お答えします。

該当する路線につきましては、作手線が該当しております。

作手線につきましては、当初補助見込額の計算において、乗降調査による前前年、前年の乗降者数を基に算定しておりますが、今年度実績に基づく国庫補助額が当初見込みを下回ったため、市の負担額を増額するものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今の当初見込みが下回った理由としては、乗降者、これ主にどのような、学生さんとか乗られる方が減ったということなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 この補助金の見込みにつきましては、今、おっしゃられたとおり、乗降者数、これが令和4年度と令和5年度、この2年度でそれぞれ国、県の補助金が決まってまいります。乗降者のほとんど高校生が非常に多い、ほとんどを占めておるということでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 高校生ということで、同じように他の路線もそういうところがあるかと思うんですけど、他の路線の補助対象との動向はいかがなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 他の路線につきましては、今回の補正は該当しておりませんが、補助自体、乗降者数自体はやはり人口も減っておりますので、少しずつ減ってはおりますが、あまり変わっていないと認識しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 私の通告なんですけども、浅尾委員の質疑の答弁で大体分かりましたの

で通告を取り下げさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 同じく2款1項3目広報広聴費の広報活動事業、29ページです。

事業費減の要因をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 事業費減の要因ですけれども、広報しんしろほのかの印刷製本におきまして、入札により1ページ当たりの単価が予算時の単価よりも安価になったことによるものであります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 単純に入札による減ということですけど、560万円もそんなに下がるということは、今までが高過ぎたということなのか、その辺は分かりませんが。議会だよりと合併にしたことはあんまり影響してないのか。それと、なぜそんなに諸物価高騰の折、それだけの差額が出るのか、単に入札業者の企業努力なのか、その辺をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 議会しんしろと共同で発注しだしたのが昨年からでございます。確かに、そこから1ページ当たりの単価は安くなっておるんですけども、令和6年度予算時の1ページ当たりの単価が1.88円で、入札時にはその単価が0.99円になっております。0.1円下がりますと約70万円安くなりますので、令和7年度予算の見積り時には、その辺の乖離がないよう現実的な数字で出させていただくようお願いしたところであります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております3款の質疑に入ります。

3款3項1目児童福祉総務費、保育所等給食費軽減対策支援事業になります。41ページです。

30万5千円の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 こちらは、食費等の物価高騰を受けながら、安定的な給食を実施しております小規模保育所2事業所に対して、負担軽減を目的とした補助金となります。

この2つの事業所の児童合わせまして22人分に対するものでございます。1食110円を6か月分支援する内容となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

この2事業所の名前を教えてください。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 子いずみやと、つばさでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

これも6か月分ということですので、期間というのは何月から何月までということで理解すればいいのか、教えていただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 期間は、10月から3月までの6か月間でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

では、10月から3月の間、無料になるということで、それ以降はまた有料に戻るというようなことでいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 有料無料ではご

ざいませんで、1食110円の物価高騰に対する補助金ということになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。一部補助するという形だということで理解しました。

こちらは、2園の小規模保育所に対するものだと思いますが、市内のこども園は、こういった軽減対策は同等のものがあるのか、またどういう状況なのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 これにつきましては、県の補助金を活用させていただいております。その補助金の対象としましては、公立保育所は除くとなっておりますので、公立こども園につきましては、現予算の中で対応してまいります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

次の質疑に入りたいと思います。

3款3項4目子ども医療費、市子ども医療費助成事業になります。41ページです。

110万3千円の内容を聞かせてください。

2、入院医療費の増額の理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 まず、1点目の110万3千円の内容につきましては、扶助費が108万8千円、また、その扶助費の支払いに必要となる審査支払手数料が1万5千円となります。

また、2点目の入院医療費の増額の理由ですが、今回の補正は、高校生世代の入院分を増額するものになります。高校生世代の入院は、例年ですと、歯の治療等による短期間かつ比較的少額の入院ばかりですが、今年度におきましては、複数月にまたがる長期の療養を必要とする子どもがいたため、当初見込みよりも増加したものになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 3款3項1目児童福祉総務費、保育所等給食費軽減対策支援事業、P41。対象事業所数及び児童数は。

これは、浅尾委員の質疑で理解できましたので、取り下げたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、歳出3款1項3目障害者福祉費、地域活動支援センター事業、37ページ。

利用料増加の原因を伺います。

○丸山隆弘委員長 河村福祉課副課長。

○河村善章福祉課副課長 説明させていただきます。

利用料増加の主な要因としましては、今年度に入りまして西部福祉会館の新規利用者が3名増えたことによるものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 それでは、続きまして、3款1項3目障害者福祉費、障害児通所給付事業、37ページ。

こちらにも利用者増加とありますが、その原因を伺います。

○丸山隆弘委員長 河村福祉課副課長。

○河村善章福祉課副課長 お答えします。

障害児通所支援サービスというサービスがあるんですけれども、そのサービスのうち、放課後等デイサービスの利用者数が増えています。

これは、本サービスが小学生から高校生までの利用であるため、利用できる年数が長いことに加えて、新規利用もありますことから、利用者数が増加傾向にあるものと考えております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、4款の質疑に入りたいと思います。

4款1項1目保健総務費、看護師修学資金貸付事業になります。47ページです。

400万円の減額ということになりますが、この理由を聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 中島地域医療支援室長。

○中島紳之地域医療支援室長 減額の理由につきましては、既にこの制度を利用している方が、貸与の対象要件を満たさなくなったことによる異動や、新たな修学資金貸与者が当初見込みを下回ったことによるものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理由の答弁があったんですが、満たさない人になったということですが、具体的にはどういう人というかどうかという形になってるのか、もう少し状況を聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 中島地域医療支援室長。

○中島紳之地域医療支援室長 満たさなかったものに関しましては、2名の方が退学をされたということで、満たさなくなったということになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

退学になった方というのは、今まで貸し付けされてたものは、一括か分かりませんが、また返してもらう手続に入るという状況なのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 中島地域医療支援室長。

○中島紳之地域医療支援室長 既に、返還の手続を始めております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

400万円の減額ということで、結構額が大きいなと思ったものですから、質疑を入れさせてもらったんですが、この貸付事業については、資料も出していただいたんですが、予算措置をした人数は14名で、貸付状況は、今7名の方が貸付けしてる状況なのかなと思うんですが、この措置した人数は14名ということなんですが、これは予算を立てる見込みの定員数の枠が14名で取ってあるということなんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 中島地域医療支援室長。

○中島紳之地域医療支援室長 当初予算の算定につきましては、2年目と3年目の者に関しましては、当然既に在籍しているということで、そちらの実績に基づいて積算しております。

また、初年度になります1年目、新規の方につきましては、令和元年度当たりまでは6名程度の申請対応者がおりましたので、そちらに対応できるようということで予算の申請をさせていただいてます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 4款1項1目保健総務費、看護師修学資金貸付事業、47ページ。

400万円の減額の理由については、先ほど浅尾委員から質疑を受けたんですが、私からは再質疑として、今、看護師不足という中で、今回、退学されてしまったということなんですが、このようなことが現在起きていることから見て、今後の動向についてはどのような考えを持っておられますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中島地域医療支援室長。

○中島紳之地域医療支援室長 看護師不足に

つきましては、本市のみならず全国的にかなり深刻な問題となっており、また、看護師の養成施設についても閉校などの縮小が全国的に進んでいるというところがございますので、この修学資金制度自体は維持していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 おおよそ内容が分かりましたので、取り下げます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員、そのまま次の質疑に移ってください。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、4款1項5目予防費、予防接種事業、47ページです。

返還金の増につきましては、新型コロナワクチンの接種者が減ったものによるか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 令和5年度の新型コロナワクチン接種事業につきまして、医療機関での接種や事業実施に係った費用の確定精算を行ったところ、国庫支出金の返還をするものとなります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 確定し、余剰分返還するということですね。実績、予定してたより返還金が多かったのか少なかったのか。その返還分というのは、単純にどの接種をしなくて済んだのか、しなかったのか、その辺をどのように考えているんですか、その辺をどういうふうに捉えているのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 確定精算に影響した主なものとしたしましては、まず、医療機関での個別接種料、それからコールセンター等の予約システムの改修費、あと郵便料ですとか、コールセンターの運営費等が主な影響し

たものとなります。

申請時には、一番大きく影響したものが実は接種の個別接種料でして、接種を約2万6千人程度と見込んでおりましたが、確定で実績を出したところ1万8千人ということで、こちらが大変多く減額の理由になったこととなります。

それ以外にも、例えば、コールセンターの運営費ですとか予約システムは、コールセンターは少し期間を短くして委託料を減額できたというところですか、郵便料も予定を国の制度がいろいろと変わったもんですから、当初予定をしていて申請したものよりも実績を取ったら少し減額できたということになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 2万6千人分が1万8千人分ということで8千人分接種者が減ったと。これはどの接種が減ったのか、その辺をどういうふうに捉えているのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 令和5年度につきましては、厳密に言うと3回ほど接種が行われております。まず、令和4年の秋開始接種というものが、令和4年度末からずれ込みまして令和5年5月7日まで、令和5年度春開始接種が5月8日から9月19日、令和5年の秋開始接種が9月20日から3月31日ということで、こちらも対象がいろいろと国から初回接種を終了した全ての方であつたりとか、初回接種をする方ですとか、年齢によっていろいろ対象が出たものですから、前年度の過去の接種に予定して見込みをしたのですが、実績としましては、計算したら8千人程度少なかったということになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 この接種は、新型コロナワクチン接種の話でよろしいですね。それら

しい言葉がなかったのです。

新型コロナワクチンの接種がこのように想定よりかなり減ったということは、報道等であったりとか、いろんなニュースで流れてますし、副作用の問題だとか、効果があるない等もありますけど、私も接種を受けてたのに、コロナにかかったわけですし、それから、かかってしまったんでやめようと思ってやめて、そしたらまた2回目にかかっちゃいましたけども。効果があるのかよく分かりませんけども。

コロナにかかっても、私の周りにコロナの患者いなかったんですよ。だから、症状が出ないコロナ菌保菌者というのが、私の周りにいたと思うんですね。家と市役所しか往復してないのに、私の周りというに限られちゃうもんですから、そういう人がおる中で、今回、実際ワクチンの効果がいろいろ言われてますし、効果があったのかなかったのかの検証は分かりませんし、いまだに副作用で苦しんでいる方がいるのも分かりませんけども。

今回も私は接種しませんでしたし、これからも接種するつもりはありませんでしたけど、一方的に送りつけて、65歳以上と基礎疾患のある人なんて言っても、その辺の判断に迷う市民がおると思うので、正しい情報と、あえて行政が無理して進めなくてもいいんじゃないかと思うんですけど、今後、またコロナワクチンの取扱いについてはどのようなお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 今後につきましては、令和6年度から新型コロナワクチンは、B類の定期接種になっておりますので、国の方針に従って引き続き実施していく予定です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次へ行きます。

4款2項3目クリーンセンター費、ごみ処理施設整備事業、51ページです。

追加業務の内容と、その必要性について伺います。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 お答えさせていただきます。

内容につきましては、令和6年8月に現新城市クリーンセンター用地を新たなごみ処理施設の建設候補地とすることについて、地元行政区の承諾が得られたことから、これまで新たな場所での新設を基本としていた施設整備の方向性に加えまして、現在地での新設、また、現施設の延命化についても概算事業費等の算出を行い、新設との比較が行えるように、経済性評価の業務を追加させていただくものでございます。

必要性につきましては、現在地は、建設費や用地確保の面から様々なメリットが想定されますが、現施設を運営しながら改修や新設が可能かどうか、また、コスト的にどうかなど詳細な調査が必要なためでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 新たな場所へ移るという想定で計画してたけど、現在地で了解ができて、現在地の土地を調べる。新たな土地でも、どこへつくるかまだ決まってない段階での構想計画だったと思うんですけど、その土地が決まったことによって発生した土地としての適性あるいは可能性という、そういった追加業務が新たに発生したということ。

それと、延命措置というのは当然毎年やってることで、その新たなクリーンセンターの構想の計画の中に、延命措置の計画が入ってたのか、延命は延命でまた別の話だと思うんですけど、これを1つの事業の中でやってるということで解釈してよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 候補地につきましては、現在、候補地選定業務で同じ基本構想の中で新しい場所は検討しまして、現在、4か所ほど、現在地を入れて5か所ほど候補地が上がっているところでございます。

延命化につきましては、現在の延命計画であります令和13年度までの計画はそのまま行っていて、これで方向性が再延命ということになってくれば、そこでまた新たな計画を立てて進めていく形になると思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、構想の中では、現在地を含めて5か所の中から、これからまだ候補地を選ぶという段階と解釈しました。

この追加業務の中に、先ほど可能性が土地のいろんなあれを調べると言ったけど、そこと現在地に立て直すことが決まってないにもかかわらず、そんな詳細な追加調査が必要なのか、その辺について確認します。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 現在地を使うことによって、やっぱりコスト的なメリットが考えられることと、あとは現在建っておる立地先の地元行政区への配慮もあるかと思えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 追加業務と、地元の配慮が予算に関係するというのはよく分からないですけど、何が追加業務の中に、地元配慮に関係する予算があるんですか。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 今の現在のクリーンセンターにつきましては、当初建設当時の地元との覚書というか約束で、令和13年度までの稼働ということで約束されておりました、それ以降は稼働は認めないということできずずっと来ておりましたが、令和6年8月に今後も候補地とすることを承諾するという回答を得られたため、それに伴いまして、現在地を活用することに対しての比較検討するため、予算を計上させていただくものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それは分かりました。

何を地元へ配慮するのが予算に影響するのかというのがちょっと理解できなかった。その辺もう1回お願いします。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 地元への配慮と予算については関係なかったと訂正させていただきます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほど、関係あると言ったもんで、私、聞いてるんだけど、関係ないなら、言葉のあれでしたとか言い間違えましたぐらい言わんと、はっきりしないですけど。

要するに、地元への配慮で、何か地元で必要な予算が必要になったようなことがあるのかということ、それは用地選定に対しておかしいじゃないか。決まってからそういう配慮があるなら分かるけど。

そういうことではないのかなと思ったんですけど、構想の中でそんな地元への配慮の予算が必要というのがちょっと理解できなかったから聞きました。もう一度答弁をお願いします。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 そういった意味での地元への金額での配慮というのはありません。あくまでも、候補地選定の業務、基本構想の業務に対しての予算計上でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 歳出4款2項3目クリーンセンター費、ごみ処理施設整備事業、51ページです。

基本構想策定業務に何が追加されるのかというのは、先ほどの御答弁で理解できましたので、再質疑からしたいと思います。

そもそも、今回なぜ今、これが追加で出てきたのかというのが分からなくて教えていただきたいです。もうちょっと早い段階で、追

加というのか組み込むこともできたのではないかなと思うんですが、その辺りどうなんでしょう。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 基本構想の策定業務につきましては、令和5年8月23日に契約をいたしまして進めてきておりました。進めておる中で、令和5年9月29日に、船着地区の議会報告会で、議員さんとの意見交換の中で、クリーンセンターの更新に対する市の考えがあまり地元伝わってない、現在地が候補地となることを考えられないのかという意見があったということで、地元の区長さんや副区長さんに、その後、相談しております。

そういった流れの中で、令和6年8月に、現在の場所も候補地としていいということで、行政区として回答をいただいたことから、そこから、現在の発注しているコンサルとの打合せや北設との打合せもありましたが、そこら辺の調整をして、現在に至ったわけでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 議会報告会で、区長からそういう声が出てきたということなんですが、そもそもこの場所を選定するときに、引き続きという考え方はなかったのか。その場所を、今あるクリーンセンターの場所をまた引き続きということで、最初から区長たちに投げかけはしなかったのかどうか伺います。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 地元との覚書があったもんですから、それは、今の既設の稼働は令和13年度までということで約束されておまして、度々、歴代の部長さん、課長さんが地元ともコミュニケーションを取っておりますし、年に2回、クリーンセンター対策委員会ということで、広域化の進捗状況とか、環境測定の報告とかをやらせていただいて、

そういった場でコミュニケーションを取っておったんですが、そういった場でも、現在の場所を引き続き使ってもいいよという話はずいぶん、今回、初めて、令和5年9月の議会報告会でそういう話を聞いたというのが現実でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 特別、こちらからコミュニケーションは取ってたけど投げかけはしなかったということなんですね。

もう1つお聞きしたいんですけど、そもそもなぜ今の段階で、区長さんたちがいいよみたいなそういう話になったのか、話を聞いてみえたら教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 区長さんとか、昨年度、副区長にお話しさせていただいたときには、これまでクリーンセンターの稼働状況を身近で見てきたことから判断しても、特にトラブルも問題もなかったということで、現在地の建て替えも協議の余地があるということをお話しいただいた次第でございます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 4款1項5目予防費、予防接種事業、47ページですが、先ほどの滝川委員への答弁で理解いたしましたので取り下げます。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで説明員入替えのため、暫時休憩とい

たします。再開を午後２時20分とします。

休 憩 午後２時10分

再 開 午後２時20分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出６款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

６款１項３目農業振興費、粗飼料価格高騰対策支援事業です。55ページです。

３点ございます。

3,804万8千円の内容を伺います。

２点目です。市内の牛及びヤギを飼っています農家さんの現状というのは、今どういうものなのか伺いたいと思います。

３点目です。対象の粗飼料については、輸入や国産関係なく支給対象、支援対象なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 ３点、御質疑いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、3,804万8千円の内容につきましては、各畜種ごとの年間の給与量と輸入粗飼料の高騰分相当額から影響額を算定いたしまして、その２分の１相当額を支援金単価として、それぞれの飼養頭数に乗じて算出しております。

交付対象となる農家数としましては、酪農家が４件、肉牛が29件、ヤギ１件の計34件となります。内訳といたしまして、酪農家、乳牛につきましては単価が４万8千円、357頭で1,713万6千円、繁殖牛につきましては単価が２万円、789頭で1,578万円、肥育牛につきましては単価が３千円、1,604頭で481万2千円、ヤギにつきましては単価が８千円、

40頭で32万円、以上の合計で3,804万8千円となります。

次に、２点目でございます。畜産農家の状況につきましては、飼料などの生産資機材の高止まり、和牛枝肉価格の下落と子牛販売価格の下落、燃料費・光熱費の上昇などが続いておりまして、畜産経営へのダメージの蓄積が懸念されております。

輸入乾牧草につきましては、円安に加えて輸送コストの高止まりや、ほかの消費地での需要増が重なっておりまして、高騰前に比べて依然として平均で４割高い状況でございます。和牛枝肉価格につきましては、物価高騰による生活防衛意識の高まりから、消費が低迷して値下がりが依然として続いております。この枝肉価格の低迷と生産コストの上昇から、肥育農家の子牛導入意欲が鈍り、子牛販売価格が下落するなど酪農・畜産農家の厳しい経営状況が続いております。

ヤギにつきましては、市内に生業とされている方がみえまして、生産される乳をペット用のミルクとして販売されておりますが、経営としては厳しい状況が続いているというお話を伺っております。

３点目でございます。愛知県につきましては、国産粗飼料の生産が少なく、輸入の乾牧草に頼らざるを得ないという状況が続いております。輸入乾牧草を対象期間中でございます令和６年４月以降、購入していることを条件とさせていただきます。支援をさせていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

それでは、再質疑ですけれども、今回の対象飼料は輸入ということの理解をさせていただきました。非常に厳しい状況も分かりました。肉の値段が下がっているながら、コストだとかエネルギーとかこういった飼料の高止まり、価格の高止まりということで、Ｗパンチでも

うこの状況があるということで理解をするものであります。

国内産の飼料は少ないよということであつたんですけども、今回の市内で、国産の飼料を使っている農家さんというのはいるのかいないのか、そこら辺教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 一部、御自身で牧草をつくられたりはしておりますが、全体的にやっぱり数量というんですかね、牛の頭数とか、あと給仕量がかなり多いもんですから、全く賄えないという状況でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

国産の飼料も一部使ってる農家さんもいるということではありますが、プラスアルファその農家さんというのは100%この国産を使ってるわけではないので、こういった今回の支援策の事業、輸入されてる飼料を使っていれば当てはまるということで理解していいんでしょうか。

つまり、市内の酪農家さんは、この事業については、網かけできると、利用支援にエントリーできるという理解をすればいいか教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 国内を見渡しますと、北海道とか九州とか、かなり国産の飼料をたくさん作ってるとこはございますので、国は国産飼料というところの振り向けについて、今、いろいろ補助等をしてるわけですが、愛知県内につきましては、やっぱり牧草とか花牧草とか、やっぱり作っている農家はそんなに多くなくて、今のWCSとかいって、水田を使って牛用の飼料を作ってることもあるんですが、とても量的に愛知県内では賄えないといったところで、皆さん、ほとんど市内の畜産農家は、輸入乾牧草を買ってみえるといったところで、この影響がかなり大きいということがございまして、今回の事業

に至っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 6款1項3目農業振興費、粗飼料価格高騰対策支援事業、55ページ。

交付対象者及び積算根拠については、浅尾委員の質疑がありましたので再質疑で伺いたいと思います。

毎年、上がっていくということは、よくいろんな情報が入ってくるんですが、対前年比としてはどれぐらい値上げがあったということ把握されておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 毎年、コロナ禍以降高くなって、乱高下そんなに大きく変わってはないんですが、昨年からは1.5、5割増しや4割増しとか、この辺の高い水準で微妙に推移してまして、そんなに大きく変動してないという状況ではございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 やはり厳しいというのは聞いておるもんですから、私の知ってるところですが、静岡県の三ケ日と、この愛知県の山吉田にまたがる、そういう肉牛の生産をされておられる方なんですが、そういう場合、足らない分とか、頭数に合わせて静岡等々出る補助金もあるんですが、重なる面とか、その点については案分されるとかそういうことはありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 今回の支援対象につきましては、市内で牛とヤギを飼われた方を対象にしておりますので、またがって経営されていても、市内で飼われてない分については市は出しませんので、よろしくお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、引き続いてたお願いします。

○山田辰也委員 では、次の6款3項2目林

業振興費、森づくり基金積立事業、ページ数59。

積立金の4,449万9千円の財源内訳及び運用活用内容は。

伺います。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 積立金の財源につきましては、国から交付される森林環境譲与税を、市有林管理事業や雁峰山整備事業、林業従事者定着促進奨励金事業、新生児誕生祝い品事業、森林教室などの各事業の財源として活用した残金を、基金として積立てをするものです。

運用活用につきましては、森林環境譲与税の使途が人工林の間伐や人材育成、木材利用、普及啓発など森林の整備及びその促進に関する費用にのみ充当できるものとされていますので、基金の運用及び活用についても、森林環境譲与税の使途に則し、必要に応じて実施してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 森林に関するもの、あいち森と緑づくり基金とかあるんですが、森林環境税を活用したもので、現在、積立てで残高は幾らありますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 現在の残高ですが、令和5年度末現在、森づくり基金の残高が1億8,731万1千円となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 新城は、森は非常にたくさんあるもんですから、この辺りをどんどん活用してほしいんですけど、もともとの環境税の使用目的は、主に当市では具体的な使用例はどのようなもののでしょうか。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 森林環境税の目的としては、国で定めております目的が、パリ

協定の目的達成、または、山林の災害を防ぐ森林整備のために活用するものという形で計上されておるものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 次の答弁の中で、市が持っている山もあるということで、大分前に行ったところ、かなり市が所有してる山の木は細くなって、間伐等はできておらないもんですから、こちらはどんどん使っていくという使用目的が該当するんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 市有林の整備も、間伐等譲与税を活用して今年度も行っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、同じく6款3項2目林業振興費、林業従事者定着促進奨励金事業、59ページ。

申請件数の見込み及び補助金の減額の理由は。

伺います。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 申請件数につきましては、各社へのヒアリングにより奨励金の活用を希望する旨の申出があった補助対象要件である、採用が5年以内の新規就業者を雇用している育成事業体2社を見込んでおります。

また、補助金額の減額理由につきましては、当初予算計上時に補助対象要件の1つであります市内育成経営体4社を活用の見込みとしておりますが、またその中におきまして、本事業の内容説明や、雇用に関するヒアリングを行うなど雇用促進に努めていましたが、新規雇用の見込みがないことから減額補正を行うこととなりました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほども言ったんですけど、多くの山を持っている新城市としては、林業

の振興をもっと進めるべきだと、私は思うんですが、林業従事者の、先ほど5年以内という縛りがあったんですけど、そういうふうにしますと、本来の定着の促進に進みが悪くなるのではないかなと思うんですね、条件に合わないから辞退するというようなことが想定されますけど、その辺りのお考えはどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 今、山田委員がおっしゃられるように、なかなか条件が合わないとか、そういった形で従事者が少ないということは、いろいろ事業体さんのヒアリングでも話が出るところであります。

大体3年ぐらいで辞められてしまう方が多いというようなことも聞いておりましたので、今のところ5年の期間をもって支援をしていくというのは、今のところ妥当ではないのかなと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 その答弁は、納得できないわけではないんですけど、林業従事者というのは、専門の高校とか、田口高校があるんですけど、すぐ働いて収入を得れるような状態ではないのは御存じだと思います。

それで、さきの長い職種なんですよ、この林業というのは。大体10年やらないと1人前にならないということを考えても、もう少し国へ現状を説明するべきだと私は思います。

それで、ちょっと調べたんですが、国の平均的な林業関係者の収入が356万円なんです。それで、日本の一般的な収入は461万円とか差があるもんですから、このままでは林業従事者を幾ら集めても生活を考えたらずっと無理ではないかと。

ですから、基金を幾ら積み立ててやったところで、最終的な目標値的林業従事者というのは、いろんな関係があるんですね。林業従事者を調べましたら、炭焼きとか、そういう

細かいことも全部関係するもんですから、窓口をもう少し広げて、国への協力をしないと、せっかくある新都市の林業資源が役に立たないということで、その辺は、しっかり考えてほしいと思いますが、今後ともその点については国にも出していただけるという考えはありでしょうか。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 山田委員のおっしゃられるとおりで、なかなか金額的なもの、給与体系的なものも思うように上がってきていないというのが現状であるかと思います。

その辺につきましても、県また国にも、いろいろお話をしていけるような形で働きかけをしていけたらと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、6款1項3目農業振興費、粗飼料価格高騰対策支援事業、55ページですけども。

これまでの質疑で、1問目については分かりましたけども、再質疑から入りたいと思います。

支給対象とした経緯ということなんですけども、今回は酪農家ということで、牛とヤギということなんですけども、市内の畜産農家の中には養豚ですとか、養鶏等あります。それらも、当然餌代等が高騰して輸入トウモロコシなんかを使ってるし、飼料なんかだと高騰しているはずなんですよ。

そういうところを対象にせずに、酪農家に絞った経緯ですよ、同じように物価高騰には苦労しておると申しますか、そういうほかの酪農家、養豚、養鶏等を配慮しなかった、その辺の経緯を教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 いろいろ物価高で影響を受けている農家さんはたくさんいるというお話だと思います。

今、言われた鶏とか豚は、配合飼料ということで、今回の粗飼料ではなくて、違った飼料を使っています。配合飼料につきましては、ほかで補助がございまして、そちらを使っていただくということと、あと、今回子牛価格が低迷していると先ほど申しましたが、この子牛価格が低迷してる関係で、逆に、比較的安価な鶏肉とか、豚肉に消費の流れが変わっております、そちらについては、今この段階では支援の対象には入れてないということでございます。

鳥インフルエンザ等ございまして、愛知県で、鶏について対策は打っていくということになると思いますが、そういったところで今回は、畜産農家の粗飼料ということでうちは計上させていただきました。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 影響が大きいということで、酪農家を対象とした経緯、それから、粗飼料ということで、これは国から粗飼料ということ中に、酪農家というのがある程度限定されてるような要件だったのかということなんですけど、それと、ヤギの場合は生業としている方を1件だけだということだったんですが、今、牛、酪農には、飼育牛から肉牛から、子牛から搾乳農家とか、いろんな種類があるんですけど、当然、その正業をなりわいにしている方もみえるし、農業と兼業されて牛を飼ってる、要するに子牛だけ取って、それを売るといようなそういうところを含めて対象にするのか、その辺の酪農家の中でも、生業にしている人とほかと兼業してるような人とは、区別してなくて一様に輸入粗飼料を使っている場合は対象となるのかその辺はいかがですか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 今回、対象の中には複合経営されてる方もおみえで、先ほど言われたみたいに農業をやりながら畜産業やってみえる方もおります。ヤギについては生業と言

いましたが、今回の牛、酪農、肥育、肉牛等につきましては、50万円以上の売上げがあるとか、家畜保健所に定期報告しているとか、そういった条件をつけておりまして、その対象になる方は全て対象とさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういった要件を満たしている人の兼業ということで、満たしてない酪農家は除外されてるということで理解しておきます。よろしいですね。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 市内には、全て飼ってる方は対象になっておりますので、取りこぼしというのは今のところ市の予算計上の中ではございません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 全ての酪農家は対象になっていると理解しました。

それでは、次の6款1項3目農業振興費、農業経営近代化施設整備事業、57ページですけども、事業費減の経緯と組替えの経緯をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 事業費減の要因といたしましては、先ほど歳入の中で山間地営農等振興事業補助金及びあいち型産地パワーアップ事業の補助金につきまして御説明させていただきました。それぞれ事業主体より事業取下げの申出があったことによるものでございます。

それから、組替えにつきましては、国の補正予算がございまして、国庫補助事業の追加要望調査が実施されまして、事業実施主体より要望が提出されたため、予算計上するものでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほど、財源のときに少し説明してくれた経緯ということで理解しまし

た。

先ほども言いましたけども、当初取り下げてしまったりとか、予定とかあったりということが、今後に影響のないような指導と配慮をやっぱり申請の段階で、その辺の確実性になることと、当然見込みが違ってくる経緯もあるでしょうけど、そういった場合の後の配慮ですよ、やっぱりやろうと思ったけど、採算がないでやめましたではなくて、やっぱり、そういう気持ちのある方をどうしても営農してあげるような配慮とか、ほかのメニューにもこういうのもありますよとか、これは、この事業で補助対象にはなりませんけど、予定外のこの部分については別のこういう補助があります、あるいは、そういったようなことをアドバイスする等を含めてやる気のある方の気持ちを生かしてあげるようなことにしていきたいんですけど、その辺に対する対応とか配慮は、今後含めて、その場も含めていかがですか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 農家さんとか、団体からそういった申請をいただいたときには、申請内容によりまして事業をこちらでいろいろ検討させていただいて、御案内させていただいておると。

たまたま先ほど申し上げたのは、希有な例でございまして、補助対象外のところで、御自身が整備される中で、こちらが把握できなかった部分があって、今回、見送られた後は、逆に今やってるトマトを増設したいという話で、今、進んでおります。イチゴが農閑期というんですか、夏秋トマトが終わった後の即効対策というところでいろいろ計画とかやられて、相談されていろいろ打合せをして進めてきたんですが、ちょっと思いがけないところでそういうふうに至ったという御説明をさせていただいたんですが、通常はそういうふうにならないように、一応、農家と市とあと県と含めまして、その事業採択に向けていろ

いろ調整をしておりますし、今後とも農家に寄り添った支援をしていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。完全にやめたのではなくて、イチゴはやめたけどトマトを増設したということで、そういう意味ではよかったと思います。

それと、事業に当たって、補助対象外の自分でやるといったところは、今後よく注意してあげて、本当に大丈夫かとの確認を取った上で、相談に乗ったり、補助金申請していくというような手順を、毎回手順書の中にしっかり書いていただいてやっていただきたいと思います。と思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 今回、そういった事例が発生いたしましたので、担当としても、今後これが生かせるように、そういったところまで含めて相談、調整をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次の6款3項2目林業振興費、森林整備地域活動支援事業、59ページですけども、事業体辞退の経緯について伺います。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 本事業は、林業活動を支援するため、複数の山林を取りまとめ、一本化することで効率的な施業を行うための森林経営計画の作成や、森林境界の明確化などに必要となる調査や合意形成などの地域活動に対し、交付金を交付するものです。

本年度は、1事業体から活用要望があり、予算措置を行っていましたが、当該事業体より当初活動を予定していた森林において、経営計画に必要な面積の確保が困難となったこと、及び事務体制上の理由により、活用予定変更の申出がありました。その後、当初とは別の森林における活用を視野に入れ、当該

事業体と調整を行ってまいりましたが、事業体側の事由により活用にはつながらなかったことにより辞退することとなりました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 経営計画どおりに集まらなかったということなんですが、当初では、予定された数量というのは当然あったと思うんですけど、その決められた下限というのがあるのかな、それに達しなかったから辞退してしまったのか。何で計画段階では、予定というか、勝手に入っていたわけではないでしょうし、当然、そういう見込みを持ってその経営計画を立たれてたり、進めたと思うんですけど、なぜそれが予定された数量に達しなかったのか、そこに特段の事情、理由があるのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 事業体からの話によりますと、面積的なもの、30ヘクタールが一応目標の面積となるんですが、それに達しなかった理由としましては、所有者さんからの同意が得られなかったというのが一番に挙げられております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 だから、同意が得られなかったんではなくて、同意が得られる見込みで進めたわけでしょう。そういう見込み、全くなくてやってきて、途中で同意を得ていったら駄目になったってそういうレベルの事業なんですか、これ。

そうやって補助金なり、申請するときには当然見込みがあるわけですし、事前に同意も得て、内諾を得た上で、本同意なり同意書なりってやっていくのではないの。その辺が何で得られなかったというのは、後から分かったので辞退しますって、そういうレベルでやっていく事業なんですか。確認します。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 その事業につきましては、事業体からも話があって、事前に大体見込みがあるよというところで話を進めていき、補助金の申請もしてきたことではあるんですが、進めていく上で同意をもらえることができなかったというのが、一番の原因だということで、事業体からの話はありました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。同意が得られなくてはできないことは分かりますけども、今後、また今回限りではなくて、やっぱりこういう事業当然進めていくし、今回のことが次のまた申請に影響しないようにしていただかなくてはいけないし、今度、次また同じような申請が来た場合は、その辺で後で同意が得られないんではなくて、申請の段階でしっかりとした同意なり、ちゃんと確約を持った上で事業を進めるようにするべきだと思うし、そういうふうな仕組みをちゃんとつくっておかないと、またやりました、同意を得られませんでした、辞退されましたで済ましてたら、何やってるか分からなくなりますので、そういうことのないような仕組み等やり方をちゃんと工夫していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 滝川委員のおっしゃられるとおり、その辺もしっかりと確認、また指定した上で、事業を進めていくように事業体にもしっかりと説明、話をして進めたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 事業体だけではなくて、担当課もそういうことを確認しながら進めなさいよと、私は言ってるつもりですので、事業体の責任にしないでください。

それから、次行きます。

6款3項2目同じく林業振興費、森林経営

管理事業、59ページ。

整備方法の見直しの経緯とその方法についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 整備方法の見直しの経緯につきましては、本事業は平成31年度より創設され、林野庁が推進してきた森林経営管理制度に基づき、民有林に対し、所有者の意向に基づき市が森林の経営の計画を定め、経営に適した森林は事業体に森林の運営を市から再委託する、経営に適さない森林は市が管理することで、地域林業の振興を図るものです。

本市では、経営に適した森林を事業体に再委託することを念頭に置き、令和3年度より森林を取りまとめることで意向調査を実施しており、本年度は当該森林に対する測量費用を予算計上しました。

しかし、従来の本市の取組は、市内には独自に森林経営計画を作成し、民有林の経営を行う事業体が複数あるにもかかわらず、経営管理制度に基づき市から経営管理の再委託を受けられる事業体は2社のみであることから、制度の推進が市内林業の振興につながらない点や、林業経営に適さない森林の管理についても、既存事業と内容が重複する点などが課題と挙げられていました。

そのため、具体的な整備に着手する前に、従来の取組に対する見直しが必要であると判断しました。

見直しの方法につきましては、林野庁の活用事例の検討や林業事業体へのヒアリング結果に基づき、市の作成する計画に基づく経営管理ではなく、市内林業事業体による森林の集約化や、森林経営を市が支援することで、市内の林業振興を図っていくことを前提としました。具体的には、林業事業体と連携した意向調査や事業説明会の実施、事業体と市による森林整備推進協定制度等の実施体制の整備を図っていきたいと考えています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 これもよく分かりませんが、年度末になって見直して減額しましたと、事業を進める段階で分かっていることって多分あったと思うんですよ。

林業体2社のみだって、そんなのは、今年度分かったわけではないし、あらかじめ分かっていたことですよ。

そういう最初の取組の段階で、詰めが甘いのではないですか。だから、年度末になってこんなごととするんですよ。だから、お仕事でやるのではなくて、ちゃんと本気でやらないと、何か補助金のメニューがあるから何か利用できないかなって、じゃあこういう形で申請した、でも、実際進めていったらちょっとおかしい、駄目だな、無理だなんて。それで、やめますって。それでは、1年間何やっとったのってなってしまうですよ。

だから、さっきも言ったように、こういう事業を進めるときは予想されるリスクだとか、課題をあらかじめ抽出して、そういうことがちゃんとクリアできるかということを確認した上で取り組んでいかないと、やっていったら、やっぱりこれおかしいよねとか、これが足りませんとか、そうなってしまうし、そういうふうにならないようなことをちゃんとやらないと、同じことを繰り返しますよ。

それから、さっきも言ったように、また今後に影響してしまうのではないかと思うんですが、そういうことも含めて、今回のことを糧にして、どういうふうに取り組むのかということをちゃんとやらないといけないと思うんですが、その点について反省点と見解をお願いします。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 その辺、もう少ししっかりと整理して進めていくべきだと私も考えておりますので、その後はしっかりと整理して進めていきたいと思いますし、また、林業

事業体にも、ヒアリング調査、いろいろ意見を聞いておりました、実際進めていく上で市で取りまとめた計画等に基づいてやっていくというのは、やっぱり自分たちの進め方だとかタイミングがあるということで、なかなか思うようにはできないよという意見もいただいております。

そういったものも反映させて、今回こういった形で見直しをかけていくということに決めさせていただいたところもありますので、今後につきましても、しっかりとその辺、林業事業体ですとか、山林所有者さんともコミュニケーションをしっかりと図って、森林課の職員もしっかりとそういった内容を理解して森林の整備に取り組んでいこうと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほどの件も、今回の件もそうですけど、今回のことは無駄にしないように、今後に活かしていただきたいと思います。

それでは、次6款3項2目同じく林業振興費、林業従事者定着促進奨励金事業、59ページですけれども、申請件数減の経緯と予定従事者数はということで、再度確認したいと思います。お願いします。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 申請件数等の経緯につきましては、山田辰也委員に説明させていただきました答弁のとおりでございます。

また、予定従事者につきましては、本事業は人数にかかわらず、積極的な新規雇用を支援するため、対象となる事業所ごとに上限額を設定し、その範囲の中で補助を行っているため、予定従事者数は特に定めておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 定めてないということです、2社を予定してたけど、申請がなく、またこ

れも進めておって、何で年度末になると申請がありませんでした、減額しますとなってしまうのかって、そこがちょっと納得できない。

それを、当然確実なものにしてやってるのかなと思ったら、そうではないみたいだし、人数は決まってないけど、その予定で進めましたって。やるといったら、集まりませんので辞退しますなのか、その辺がよく理解できないんですけど。

そういうレベルで進めていく事業で、うまく新規採用者があればラッキーだったぐらいのレベルの事業なんですか。いかがですか。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 少しでも多くの林業従事者が従事していただけるように、いろいろ事業体にもヒアリング調査等を行ったり、事業の説明、こういった補助メニューがありますので活用できるように従事者の募集等をしてくださいということで、お話はしておったところなんですけど、なかなかやっぱり思うように従事してくださる方がいなかったということで、今後も引き続きそういった形で従事者の募集等々につきましても、林業事業体の紹介をするなど市でも協力体制を取っていけたらなと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にしますけども、林業の従事者なかなかということですけど、今、結構若い方が林業に取り組んでたり、林業の世界入ってきてるし、林業ガール、山ガールみたいじゃなくて歩くほうではなくて、林業のガールという女性の方も興味を持ってる方もいます。

それから、森林組合を辞められて自分で始められた方もいます。そういう状況ですので、もう少しうまくこの林業の魅力というか、そういった部分を活用して、うまくそういった従事者が、夢のあるような世界だということをやると、もう少しPRをうまくやるべきで

はないかと思うんですね。

そういうことを含めながら、やっぱりやっていかないと、見込み見込みでやったけど駄目でしたということの繰り返しにならないようにすべきだと思うんですが、その辺ついでの対策はどのようにお考えでしょう。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 今、おっしゃられたとおり、もう少しPR活動もしっかりやっていきたいと思いますし、また、林業事業者さんとのコミュニケーションもしっかり図り、そういった雇用の場、職業の関係の会合とかそういったものがあるときには、市からちょっと顔を出して、いろいろPRをしていくような形で従事者の確保に努めていきたいと思っています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 6款3項2目林業振興費、森林整備地域活動支援事業、59ページです。

事業者辞退の理由はということで御答弁いただいて、大体分かったつもりなんですけど、確認の意味でこういうことかしらというのをお聞きします。

いわゆる、森林計画に位置づけられている事業を事業者へ委託したところ、計画どおりにいかなかったと。その理由というのが、所有者の同意が得られなかったためできないということで辞退があったということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 市が委託をしたのではなく、事業者が自身で森林の経営をしていくに当たり、その経営計画を立てるための内容としまして、現地調査ですとか、所有者の同意ですとかというのを取っていく事業でありまして、それをやっていたときに、まずは所有者の同意が得られないと当然施策ができない

いということで、それに伴って経営計画の最低面積であります30ヘクタールが確保できなかったため辞退という形となったということでもあります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、その計画自体は、事業者が立てるものであって、いわゆる市としては、ある意味、市が立てた計画ではないので、今後、市がどうにかしていくというものではないということですね。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 そうですね、今、小野田委員が言われるように、市が立てたものではなく、事業者が率先してこういう整備をそこでしていきたいという流れの中で立てたものですので、そこに対してすぐに市がどうこうということはありません。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

7款1項2目商工振興費、企業用地等開発推進事業、61ページになります。

1点ですが、1,074万7千円の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 1,074万7千円の内容につきましては、市内に企業を誘致するため、県企業庁にお願いし、新たな企業用地の開発・造成を目指し、市内全域を対象として企業用地の候補地のリストアップを実施するものです。

候補地のリストアップ後、法規制をはじめ

とした基礎的な調査を行い、開発・造成の可能性を探った上で、企業庁と協議し、候補地の絞り込みを進めていくものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

では、本当に、新規の企業用地を建てる目標で使っていく予算だということで理解をいたしました。

そしたら、全市が対象に、広い状況になるのかなと思いますが、今の段階では、どこら辺とか、また何社ぐらい来るような規模感の企業用地になるとか、そういったものもまだ全然分からないという現状、理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 現時点では、候補地等は決まっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

では、もちろん現時点で計画の青写真というか、そういった具体的なものがないものですから、企業が来るかどうかはまだ全然分からないという状況だとは思いますが、そういう開発できるような土地を探す、そういうところがまたあるのかという1,074万円のお金だと思うんですが、これというのは、どこかコンサルタントにお願いするのか、それか、今、企業庁というお話出たものですから、企業庁にお願いするためのお金になるのか、そこら辺の用途について分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 こちらは、コンサルに委託する業務のお金となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員、続けてお願いします。

○浅尾洋平委員 続けて、次の質疑に入りたい

と思います。

7款1項3目観光振興費、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業になります。61ページです。

1点ございまして、348万7千円の内容を聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 内容につきましては、トレーニングルームに設置してあります空調機が故障したため、空調機を更新します。

具体的には、現在トレーニングルームには、平成3年の施設オープン当初から使用している2台の空調機のうち1台の室内機が故障しました。室内機2台と室外機2台がセットのパッケージエアコンであるため、2台更新することになります。

また、更新する空調機の設置工事は2日程度、納期は発注後2か月程度かかる予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

こちらの空調機が壊れたので更新することだと思うんですが、こちらの事業内容の説明では、更新の工事費の増とありますが、これは当初見込んでいた工事費用が、今回また新たに壊れているということで増額というような流れの経緯なのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 こちらは、当初から予定があったものではなく、今回新規で上げさせていただいたものになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。新規のものだということであります。

あと、工事日が2日ということで短期間なのでいいかなとは思いますが、利用者の方々の話を聞きますと、長期間修繕とかあった場合は、なかなかチケットを買ったのに行けないというような声ともありますので、

こういった2日間なのでいいかとは思いますが、利用を止めるとかいった措置が必要な工事なのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 こちらの工事につきましては、トレーニングルーム内の工事は休館日を使わせていただきまして、あと、室外機等外部の工事は営業していてもお客さんに影響がなくていいと思っておりますので、そのような予定であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 7款1項2目商工振興費、企業用地等開発推進事業、61ページ。

適地選定の委託料の増額の理由は。

先ほど浅尾委員への答弁からある程度理解したところがあるんですが、再質疑として入りたいと思います。

新たな地域とかそういうのもまだ決めてないということなんですが、現在、新しい土地より残ってる土地があるんですよね。この適地というのは、現在進めている鈴木養鶏所の跡地もこれも含まれての土地なんですか、伺います。

〔不規則発言あり〕

○山田辰也委員 それ以外の土地としまして、思いますけど、基礎的な候補地の絞り込み調査と言ってますけど、コンサルタントの1,000万円余の費用増額ですが、実際コンサルタントに相談しなくても新城市のことを一番知ってるのは新城市の職員だと思うんですよね。

では、企業が求める想定されてるというものを考えてのコンサルタントの委託なんですか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 今回の委託料の内容の中に、企業のニーズ等の調査もございしますので、民間企業の意向把握ということでそ

ちらでニーズを整理しながら候補地もピックアップしていく予定であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ニーズと、今、言われてましたけど、民間企業が求める広さということだと思うんですけど、面積はどれぐらいのことを考えてますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 企業庁で造成、開発をお願いするものですから、企業庁の採算性を考慮いたしますと、20ヘクタール以上になるものと見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 企業としては、20ヘクタール以上を考えてるということですけど、新城市に20ヘクタールと言いますと、感覚的に少し分からないんですけど、黒田の工業団地より広くなると思うんですけど、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 新城南部企業団地は、開発面積が50ヘクタールですので、半分ぐらい、25ヘクタールくらいだと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうですね、企業が求める広さは十分思ったより広がったものですから、そうしますと、開発を考えますと、平地がある程度ないと、山の中の作手とかはちょっと無理だと思うんですよね。

そうすると、これから考えられるとしたら、やはり、道路に面したとかいろんな条件がコンサルが出していくと思うんですけど、市としては広さを考慮して、全体の中の利便性をほぼある程度は考えておられるわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 市内全域を対象に

リストアップしますが、一般的には交通の利便性をはじめとした既存インフラや、近い将来インフラ整備等の要件が整った場所、それから、法的な規制がクリアできる見込みのある場所等が幾つか候補の中で挙げられると思いますが、企業誘致に優位性が見込まれる場所が最終候補地になるかと想定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 新城市のために頑張っているのだと思いますけど、何年ぐらいのスパンで計画されておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 補正予算で、令和7年度繰り越しさせていただきまして、令和7年には、委託の終了となる見込みでございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員長 では、質疑をさせていただきます。

7款1項3目観光振興費、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業であります。浅尾委員からそれぞれ答弁いただいた部分ですが、通告書見させてもらおうと、トレーニング更新工事の増額ということで、実は概要書にお示しがしてあります。

ですが、先ほどお伺いしたところ、新規という答えをいただきました。それは、なぜなんですかということを含めて、再質疑としていきたいと思いますが、まず、それについてお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 この鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業の工事費としての増額という意味で捉えていただきたいと思いますけれども、工事としては新規の工事になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員長 書く立場と見る立場が違

うということになりますので、恐縮であります。全体を踏まえるとうなるよということとであります。

その前にちょっと聞いていきます。先ほど、答弁で、室内室外機の2台、2台ということですが、次に、今回計画している機械はどういった種類であるのか。また、その容量、大きさ、熱量計算をされたものだと思います。その点についてお答えいただければと思います。多分、決まってから見積り出すからおっしゃると思いますが、ある程度決まっていなうちに総額340万円という金額を策定するというのは難しいと思いますので、それだけ確認します。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 現在、ついているのが室内機2台、室外機2台がセットになったパッケージとなっております。

次に、設置させていただくのは室外機1台と室内機1台がセット、通常そういった形が多いと思うんですが、それを2台設置をさせていただきます。

そして、規格につきましては、現在も5馬力という規格のものをつけさせていただいておりますので、同様なものを予定させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員長 いいただいた資料を見ますと、平面図で、恐らく15メートル掛ける14メートルだと理解をしました。そうしますと、坪数で63.3坪ぐらいになるのかなと思うんですが、これは畳の数にしますと130何枚になるということです。掛ける300キロカロリーでいくと大体それだけの必要のエアコンがあれば使えるということとありますので、多分、今、おっしゃられたのは天井埋込方式だという理解をします。そういうことでいいんですよね。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 エアコンのタイプとしては、床置きで現在使われてるようなタイプと同じようなタイプのものを設置する予定であります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、7款1項2目商工振興費、企業用地等開発推進費、61ページですけれども、今までの方の質疑でおおよそ大体分かったんですけど、繰り返しになってしまうかもしれませんが、再度確認の意味で答弁をお願いいたしたいと思います。

委託業務の内容と委託先、想定される用地規模、開発スケジュール等について、再度お願いします。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 委託業務の内容につきましては、浅尾委員に対する答弁のとおりでございます。

委託先につきましては、今後競争入札により決定してまいりますので、まだ決まっておりません。

また、想定される用地規模につきましては、企業用地造成は、企業庁にお願いする予定でいるため、企業庁が採算性の観点から求めている20ヘクタール以上の土地を想定しております。

企業庁による開発は、企業庁と市が共同で事業を進めるもので、開発スケジュールといたしましては、候補地リストアップと概略設計、地権者の同意、土地の基礎調査等を新城市が3年から4年間で行い、その後、市が負担した資料を基に企業庁によって採算性等が検討され、用地を決定し、4年から5年間で企業用地造成等が行われ、その後分譲となる見込みです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 この事業は、市から企業庁

にお願いしたということなのですが、なぜこのタイミングでこういうお願いをして、またそれが採用されたのか、ちょっと分からなかったんですけど。

今、養鶏場跡地造成して、これから事業、まだ造成してませんが、あそこを売り出す。いつ頃にそれがなるのか分かりませんが、現状、今、新城に進出したくても売れる物件がない状況をずっとつくり出してしまったわけです。こういう隙間ができないように本来ならやるべきかなと思ってるんですけど、それはいいとして。

当然、市からお願いしたもんですから、今回は当然一般財源でコンサルタントに調査を依頼する、コンサルタントということでしたけども用地選定をお願いするということです。その用地選定というのは、1か所に絞るのか、あるいは、複数箇所なのか。新城市の航空写真見ますと、空いてるところは大体分かりますよね。先ほど言われた道路だとか、要件だとか考えると、当然幹線道路なり、それなりの道路、あるいはインターチェンジ周辺とか、利便性を考えるともう限られてきますよね、普通、常識的に考えればね。鳳来の山の中でつくるなんてことはないでしょうから。

だから、そうするともう選定に関するなんである程度しか想定できてははずですし、見込みがあるわけですし、その1か所だけで想定を前提でいくのか、何か所か絞ってその可能性をやるとでは手間が違いますので、費用もかかりますけれども、今回の1,000万円はどのような想定で発注された1,000万円なのか、その委託内容も含めて、複数箇所を検討するに値する委託料なのか、その辺についていかがですか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 業務委託の内容から、候補地は複数箇所、優先順位を決定して、そこから、市と企業庁が協議、検討して、用地を決定していく予定でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 複数箇所って、当然そうなるかと思いますが、それでも、やっぱり市の空き地状況を見れば、20ヘクタール以上、南部企業団地が50ヘクタール、半分としても25ヘクタールと考えるとかなりの面積が要るわけです。それだけの規模という、なかなか選ぶところは限られてくると思いますけども、当然そういう形で進められていくと思います。

用地規模については、20ヘクタール以上と部会でも聞いておりますけども、市長の記者発表のときに何か10ヘクタールという記事がありましたけど、あれは勘違いでよろしいですね。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 記者懇談会において10ヘクタール以上ということで記事が出ておりましたが、新城インター企業用地の2期事業が4.3ヘクタールということの2倍以上という説明をさせていただいております。恐らく、そこから10ヘクタールと判断して記事にされたということになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、10ヘクタール以上と言ったわけではなくて、記者側が勝手に倍で4.3ヘクタール、8. 幾つか9 ぐらいを10ヘクタールと、勝手に解釈したということでしょうか。それでは間違いということでしょうか。分かりました。

それでは、最低20ヘクタールということで、それなりの規模でないとやっぱり採算性もありますし、県も企業庁がやる事業であれば、当然それぐらいの規模になっていくと思います。

スケジュールの表をいただきましたけども、令和6年度から着手というのは、3月予算通ったとして、3月残り少なくて、ほとんどが令和7年からでしょうけども、県の企業庁の

スケジュールを見ますと、開発候補地の検討選定なんていうことは記入してあるんですけど、これは何か企業庁も既にそういう下調べみたいのをやってるということなんですか。

それと書いてあるけど、これは関係ないよという意味なのか、よろしくをお願いします。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 部会で配布した資料の企業庁の令和6年度の部分だと思いますけど、具体的にどこかというのは、企業庁ではまだ検討していないところでございます。

新城市と一緒にやってるという検討という意味での資料となりますのでよろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。新城市と企業庁がいろいろ議論というか協議している状況を表していると理解しておきます。

企業庁が事業主体になるという前提の事業ですけども、今回コンサルタントで用地選定、コンサルと決まったとは言ってませんが用地選定を依頼するんですが、費用的にそれは今回の1,000万円だけで今後済むのか。これ以外にも、新城市が費用負担しなくては行けない部分というのが出てくるのか。例えば、土地選定しただけではなくて、ある程度、概略設計なりして、費用ぐらい出して、選定を複数か所やるだったら、その選定の根拠となる事業費、斜面も造って、造成費が莫大になるようなところを選んで困るでしょうし、そういうことも含めて今後想定される一般財源というのを想定しているのか、今回の1,000万円程度で今後市が負担するのはいいのか。その辺はどういう見込みで今の時点で聞いていいのかわかりませんが、その辺はどういうふうな予定でしょうか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 候補地の決定まで市の負担となりまして、今後はリストアップ

した候補の中から絞り込んだもので、概略設計、それから、その土地の基礎調査ですね、調査というのは廃棄物であったり、土壤汚染、埋蔵文化財、その土地にかかる調査の費用は、市が負担することとなっております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** 分かりました。まだまだ多額の費用がかかる見込みだということは十分理解しました。

いずれにしても、これから豊橋・新城スマートインターチェンジも出きますし、南部地区での開発のいろんな要件の中にもありましたし、南部地区の開発を期待されてる南部地区の住民の方もいると思いますので、あちらも当然その候補地に入ってくると思いますが、市内全域で複数箇所と言われても、インター周辺を含めて可能性のある土地というのはなかなか限られていますし、莫大な造成費用がかかるような土地では採算性が取れないでしょうし、南部企業団地ぐらいの段差でなら可能性があるかと解釈しておきますけども、そうすると多少広がってくるのかなと思います。

あと、今後、市が今、計画している有海のバイパスですとか、橋ができたりとかすると両インターチェンジからの利便性もよくなるので、あの辺も空き地がありますし、可能性があるのかななんて、私も市の航空写真を見ながら勝手に想像してますけども、ある程度そういったことを想定されてると思いますので、事業がスムーズに進むように願ひまして、お願いをしちゃいかんだけど。

最後に、20ヘクタール以上というと25ヘクタール以上として総事業費というのは幾らぐらいのことを想定された今回の事業なのか。用地によって全然分かりませんが、なかなか難しい答弁になるかと思いますが、市の将来負担も含めて、どういうことを考えられた上での今回の事業を考えられたのかお伺

います。

〔不規則発言あり〕

**○丸山隆弘委員長** 続けてどうぞ。

**○滝川健司委員** 黒田の事業費がどれだけだったのかなと思って、大分前ですけど、それの同程度なら物価上昇を考えて幾ら、あるいは半分程度ならお幾らとか、大体想像できたのかなと思ったんですけど、まあいいです。

次、行きます。

7款1項2目商工振興費、企業再投資促進補助事業、61ページですけども、施設撤去の経緯と、その撤去された施設はどういった概要なのかお伺いします。

**○丸山隆弘委員長** 永田産業政策課長。

**○永田美紀産業政策課長** 施設撤去の経緯といたしましては、令和4年度に新城市企業再投資促進補助金を活用し川田企業団地内で操業している一企業が、新たな事業を展開することから、現在の工場の隣地に、別の工場を新設することとなり、以前に補助を受けた資産の一部の撤去・移設を行うことが必要となったため、県補助金対象分を県に返還するものです。

施設の概要につきましては、駐車場のアスファルト舗装、擁壁、コンクリートブロック、緑地を撤去し、照明器具、U字溝、フェンスを移設したことによるものです。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** 今、言われた工事の中のうち、その企業債投資の関係のもらった分を返還するというので、今度、新たに増築なり工場をということですけど、それは再投資の対象外なのか、それはそれでまた何か違う補助メニューがあるために今回の手順を踏んだのか、その辺はいかがですか。

**○丸山隆弘委員長** 永田産業政策課長。

**○永田美紀産業政策課長** 新たな新工場も同じ補助金の申請を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 新たに増設されるということといいことだと思うんですけど、それは既存の今の工場より大きいのか同程度なのか。どの程度の再投資になるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 以前の建物建築面積1,695平方メートルで、今回新しく建てるものが8,214平方メートルですので、大きなものとなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 8款3項1目河川費、緊急自然災害防止対策事業、65ページです。

(1) 河川改修を行うとあるが、改修の範囲を伺います。

(2) この改修でどれくらいの効果があるか伺います。

(3) 浸水被害はほかの箇所でもあると思いますが、ここを選んだ理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 3点いただいておりますので、それぞれお答えさせていただきます。

1点目の改修の範囲につきましては、町並地内の新城まちなみ情報センター駐車場西側にあります幽玄橋の上流から月見橋下流までの間、約110メートルを予定しております。

2点目の効果につきましては、今回の改修区間内に幅1メートル、高さ1メートルの雨水水路が合流しており、幽玄川の水位が上昇すると水路に逆流し、雨水が排水できない状

況となり、頻繁に内水氾濫も発生しております。そのため、今回河川改修と合わせ、左岸側に道路を築造し、道路内に雨水管を埋設し、下流で合流することにより、豪雨時においても雨水処理が可能となり、地域における内水氾濫の軽減と河川氾濫のような外水氾濫の減少も図れると考えております。

3点目の選んだ理由につきましては、今回の準用河川幽玄川改修事業は、2点目で説明させていただいたとおり、近年の異常気象に伴う集中豪雨により、当該地区では内水氾濫が頻繁に発生し、多くの家屋への浸水被害が生じており、その対策は、非常に緊急性が高いものと考えております。そのため、内水被害の軽減を図ることも目的として河川改修事業を行うものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

この計画というか、この事業は本市の排水計画にのっとったものなのでしょうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 特に、計画にはありません。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

確かに、最近は雨が大変なので、もっとやってほしいなというところで、市内、まだまだここだけではなくて、御存じだと思うんですけども、苦しんでおられる方々まだいっぱいいらっしゃいますので、ほかにもやってほしいというところあるんですけども、認識をお伺いできればと思います。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 ほかの被害のある河川の改修につきましても、優先度の高い河川につきましては、今回活用します緊急自然災害防止対策事業、起債事業になりますが、現在の事業期間が令和3年から令和7年度まで

となっており、今後、事業期間が延長されれば、この事業及び県費事業を活用し、検討していきたいと考えております。

**○丸山隆弘委員長** 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、滝川健司委員。

**○滝川健司委員** 同じく8款3項1目河川費ですけど、緊急自然災害防止対策事業、65ページ。

河川氾濫の要因と工事概要につきましては、今の今泉委員の質疑で分かりました。

それから、一般財源充当分について答弁をお願いします。

**○丸山隆弘委員長** 佐々木土木課長。

**○佐々木昌介土木課長** それでは、説明させていただきます。

一般財源につきましては、令和5年度、令和6年度と連続で内水・外水氾濫により、多くの住宅の床上・床下浸水が発生しております。令和7年度の工事着手は、渇水期の予定のため、地元からの要望により、工事着手までの雨の多い時期の内水被害の軽減対策費用を計上しております。

対策内容につきましては、雨水水路のグレーチング部からの水の噴き出し防止対策、水路への逆流防止対策、雨水水路内の排水処理のため、仮設排水管の敷設を予定しております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** そうしますと、予算額の中の浸水対策工事で700万円とあるんですけど、900万円というのと、この中のどれとどれを合わせると900万円になるのかということをお伺いします。

**○丸山隆弘委員長** 佐々木土木課長。

**○佐々木昌介土木課長** 700万円が今、説明させていただきました軽減対策費用になりまして、あと残り200万円が工事を行っていく上で起債対象にならない部分がございますの

で、その部分を計上しております。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** 残りが起債対象にならないということですが、この緊急自然災害防止対策事業債というのは、充当率が100%でよろしいのか。それと、交付税措置率が70%ということだと思うんですけど、そういった解釈でよろしいのか、それとも、充当率が違うので今のような数字になるのか、それから、交付税率が70%でいいのか、確認します。

**○丸山隆弘委員長** 佐々木土木課長。

**○佐々木昌介土木課長** 充当率は100%で、交付税措置率が70%、滝川委員がおっしゃったとおりになります。

工事以外でどうしても必要となる部分もございますので、その分の200万円になります。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** 充当率100%ということは、900万円を除いた4,000万円が充当100%でいくと。さっき言った200万円分どこかが減るといって、700万円プラスこっちの工事費の中で、何が200万円、この浸水対策工事に行くのかということです。分かります、言うてること。

**○丸山隆弘委員長** 佐々木土木課長。

**○佐々木昌介土木課長** 説明が下手くそですみません。

事業全体で、起債対象にならないもののために200万円計上しております。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** 全額充当できる、100%ということは、直接的な今回の事業にはできるけど、予防的な仮のそういうのが対象にならないと解釈すると、700万円は対象にならないけど、4,200万円は対象になると考えてしまったんですけど、そういうことじゃない。200万円分どこか対象にならないのがあるのか、4,000万円がそれでも事業債が対象だよな、でも計算が合わなくなるとってお聞きしました。よろしくお願いします。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 残り200万円は河川改修工事の200万円になります。

〔不規則発言あり〕

○佐々木昌介土木課長 予算額が4,900万円、委託費に用地測量業務委託が450万円、物件調査が350万円、土地評価不動産鑑定650万円、詳細設計業務委託1,550万円、これは全て起債対象です。

河川改修工事の1,200万円に対して1,000万円が起債対象で、200万円が単独費になります。

それと、浸水対策工事700万円が単独費になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 数字は合いましたね、それでも。浸水対策は対象外と。河川改修のうち200万円の対象外というのは、何で河川改修工事で対象になることと、対象にならない部分に分かれるのか、その200万円分の対象外工事というのは何ですか。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 すみません。一度確認させていただきます。

○滝川健司委員 そうしてください。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

ここで、永田産業政策課長から発言の申出がありましたので、発言を許可いたします。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 先ほど、滝川委員にお答えいたしました新工場の建築面積に修正がありましたので、2,022.50平方メートルに修正します。よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 9款1項3目災害対策費、防災行政無線保守管理事業、ページ数は69ページです。

67万8千円の修繕費の増額理由及び修繕の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 ただいまの質疑についてお答えいたします。

修繕料の増額の理由につきましては、各戸に貸与しています防災行政無線戸別受信機から常時異音が発生する故障が多発しており、そのうち修理可能なものを修繕することで、新規に購入する場合より費用を軽減できるため修繕するものです。

修繕の内容としましては、防災行政無線戸別受信機から発生する異音を取り除くことが主な修理内容となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 非常に、防災行政無線大事ということで、新都市の各家に支給されているんですが、防災無線の今の普及率と今回の修理する件数等は分かりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 安形防災対策課長。

○安形雄一防災対策課長 修理する個数につきましては、80台分を計上しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 ただいまの山田委員のお話で分かりましたので、質疑を取り下げさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

質疑者、今泉吉孝委員

○今泉吉孝委員 10款2項2目教育振興費、就学援助事業、75ページです。

(1) 支給対象者の人数をお伺いします。

(2) 増加した主な理由をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の支給対象者の人数につきましては、当初182人を見込んでいましたが、令和7年1月末時点で224人を認定しております。

2点目の増加した主な理由につきましては、世帯の総所得が判定基準を下回るという理由での申請が増えたことが要因です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 そうですね、下回るということで、支給対象者の方々が少しでも安心してできるように今後もしていったほしいんですけども、認識をお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 質疑の意図が分からないので反問権をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 許可します。

○原田俊介教育総務課長 すみません。どういった認識ということでお答えすればよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 今後ともやっていったほしいんですけども、ちゃんとやっていただけるのかなというようなことでございます。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 就学援助制度の認知度を高めるために、昨年から毎月学校を通じて、保護者の方に案内周知をするように行っていました。

今後、制度も認知度が高まって、今まで知らなかったので申請できなかったというようなことがないように努めておりますので、よろしくお願いします。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 ありがとうございます。

では、次に同じく10款2項2目教育振興費、就学奨励事業、75ページでございます。

(1) 支給対象者の人数をお伺いします。

(2) として増加した主な理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の支給対象者の人数につきましては、当初66人を見込んでおりましたが、令和7年1月末現在71人が対象となっております。

2点目の増加した主な理由ですが、特別支援教室に通う児童が増加したためとなっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。では、どうぞよろしくお願いします。

では、次に参ります。

10款3項2目教育振興費、就学援助事業、75ページ。

こちら中学校対象だと思うんですが、

(1) 支給対象者の人数を伺う。

(2) 増加した主な理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の支給対象者の人数につきましては、当初110人を見込んでいましたが、令和7年1月末時点で132人を認定しております。

2点目の増加した主な理由につきましては、小学校と同様ですが、世帯の総所得が判定基準を下回るという理由での申請が増えたことが要因です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。しっかりや

っていただければと思います。

では、次の質疑に参ります。

10款4項3目文化財保護費でございます。  
文化財保護事業、77ページです。

(1) 修繕箇所とその理由を伺う。

(2) これによって期待される効果を伺います。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今回、修繕を予定しておりますのは、山吉田の満光寺及び作手の奥平貞俊の墓、それから、大野田にございます大野田城についての案内看板でございます。

満光寺及び奥平貞俊墓につきましては、傷みがひどく文字が読めないとか、根元から折れてるというような状況でございます。それから、大野田城の案内看板につきましては、道沿いにあり、この看板を読むために道のそばに立たなければならぬ危険であるため、安全に看板を読むことができる場所に移転するものでございます。

これらを修繕することによって得られる効果でございますが、近年大河ドラマ「どうする家康」や野田の戦い450年、長篠・設楽原の戦い450年など、新城市内での戦国にまつわる史跡に多くの関心が寄せられております。新城にお越しになられる観光客へのおもてなしだけでなく、地域の皆さんに、地元に残された史跡への関心をより深めていただけることができるものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 よく分かりました。ありがとうございます。

次の質疑に参ります。

10款4項3目文化財保護費、長篠城址史跡保存館管理事業でございます。77ページです。

(1) 修繕箇所とその理由を伺う。

(2) 用地測量委託料とあるがこの用地はどこかをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 長篠城址史跡保存館で、今回、修繕を予定いたしておりますのは、長篠城内にある2つの看板でございます。

1枚目の看板につきましては、長篠城主について説明をしている看板ではあるんですが、近年の研究の成果によりまして長篠城主が今川方から徳川方へその帰属を変えた時期が変わってきたため、その記載内容を変更するものでございます。

それから、2枚目につきましては、線路沿いにある鳶ヶ巣山砦などを説明している看板ですが、こちらにつきましては経年劣化により文字や図版が読み取れなくなっていることから修繕を行うものでございます。

それから、用地測量につきましては、国道151号線から長篠城址へ入っていく道路の北東側の通称二の丸倉庫と言われている倉庫がございまして、その周辺の土地でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

山本財政課長から発言の申出があります。  
許可をいたします。

○山本浩志財政課長 すみません。先ほどの河川改修の関係の緊急自然災害防止対策事業の事業費の内訳で、100%当たらないんじゃないかというようなところで、数字の整理ですが、今のところ予算が4,900万円で計上させていただきます。

起債対象として、4,000万円計上させていただいております。県にも、計画上4,000万

円という形で、今、工事費を出させていただいておりますので、工事単価等がもし上がった場合に工事できない場合がございますので、200万円ちょっと予備として計上させていただいておりますので、その部分が200万円、増額分で、河川改修の中の工事費の中でも、負担分という形で計上をさせていただいております。

**○丸山隆弘委員長** 以上で第24号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** それでは、議題になっております第24号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第12号）に、反対の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、今回3億1,749万円が増額提案され、年間の予算額としては約276億円に膨れ上がるというものになります。

この予算案の中で、よい事業であるということも認めますが、どうしても反対せざるを得ない予算がありまして、その理由を話したいと思います。

まず、市長や副市長、教育長の手当引上げであります。プラス教育長の退職金の予算の内容になります。期末手当については、既に6月、12月に支払われておりまして、今回はさらに5万円増えるという予算が含まれています。

下江市政の下では、県警の捜査や国から指導が入るような不祥事が続いております。こうした責任は重いはずです。人事院勧告に従うというこうした手当引上げについては、市民から到底理解されるとは思いません。

また、予算の中には、新しい新規の企業団地を選ぶためのコンサルタントへの調査費として約1,074万円が含まれております。しかし、企業が本当に来るかどうか、今現在分からない状況であります。今すぐお金を使う必

要はないと考えます。

今は、物価高騰で苦しむ市民生活を支える予算に使うところに集中するべきではないかと考え反対いたします。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

竹下修平委員。

**○竹下修平委員** ただいま議題となっております第24号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第12号）について、賛成の立場で討論をいたします。

本補正予算は、令和6年度人事院勧告等に伴う人件費の調整を行うとともに、第四四半期に入り本年度の歳入見通し及び歳出事業の執行見込みを行い、その予算額の調整を行うとともに、令和7年度に予定していた事業等の一部前倒しを行うことで、市民サービスの早期向上を図るために編成されたものとなっております。

先ほど、浅尾委員の反対討論の中では、三役の期末手当の件、また、企業用地の調査費について主に反対ということでございましたが、度重なる不祥事についての言及というところでは、第5号議案で対応しておりますし、企業用地についても、今から調査を始めて実際に募集ができるのが7年、8年後ということで、少しでも早いタイミングで調査をしていく必要があると考え、以上の内容をもちまして本議案に対しての賛成討論いたします。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第24号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、第24号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案 令和6年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）及び第26号議案 令和6年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本2議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第25号議案及び第26号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第25号議案及び第26号議案の2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第27号議案 令和6年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、今泉吉孝委員

○今泉吉孝委員 第27号議案 令和6年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）。

歳入、1款診療収入、9ページでございます。

全体的に減額となった理由をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤作手診療所事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 それでは、説

明をさせていただきます。

全体的に減額となった理由につきましては、過去の決算実績に基づき予算編成を行ったものの、業務見直しに伴う執行実績の変動が影響したことによるものです。

具体的には、調剤業務において医薬分業を進め、院内処方から院外処方への割合が増加したことが大きな要因となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かりました。

今も御説明ありました院内処方から院外処方になったということなのですが、患者さんが減ったということはないのでしょうか、そこだけお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤作手診療所事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 患者数につきましては、やはり地域内人口が減っておりますので、昨年度においても、亡くなられる方だとか、施設入所だとか、そういう方が増えておりますので、患者数も減っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 患者数は減ったんですけども、例えば、今、作手診療所からどういう理由かその薬のこととかほかのことは分からないですけども、そこから別の病院にもう行こうかなと思った方もいらして、人口減ったこともあると思いますけども、ここではなくて別のところに行こうというようなこともあるのかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤作手診療所事務長。

○加藤勝彦作手診療所事務長 正確なところはつかめてはおらないんですけども、中には、急に病院にかかって薬がすぐ欲しいというような方だとか、薬を忘れてというのか定期的にいただいてるんですけども数を間違えたりだとかいうことで、すぐにでも薬が欲しい方だとか、そういう早急に欲しい方は、病院を

代わられてることも考えられるなというところで、正確なところのデータは集めてはおりません。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、第27号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第27号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認めます。

よって、第27号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案 令和6年度新城市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第28号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認めます。

よって、第28号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後4時14分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘